

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)		
階層区分	定義		保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯		円 0	円 0	
第2	第1階層を除き前年度分又は当年度分の	市町村民税非課税世帯	第1子	0	0
			第2子	0	0
			第3子以降	0	0
第3	市町村民税の額の区分が次の区分に該当	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	第1子	12,600	9,200
			第2子	3,100	2,300
			第3子以降	0	0
第4	する世帯	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満	第1子	19,500	14,300
			第2子	4,800	3,500
			第3子以降	0	0
第5		市町村民税所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	第1子	28,900	21,100
			第2子	7,200	5,200
			第3子以降	0	0
第6		市町村民税所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	第1子	39,600	29,000
			第2子	9,900	7,200
			第3子以降	0	0
第7		市町村民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	第1子	40,000	29,200
			第2子	10,000	7,300
			第3子以降	0	0
第8		市町村民税所得割課税額 397,000円以上	第1子	52,000	38,000
			第2子	13,000	9,500
			第3子以降	0	0